

2023 年度

9 人制バレーボール

審判資料

公益財団法人日本バレーボール協会

審判規則委員会 指導部

『2023年度 レフェリーの目標と9人制の重点指導項目』

JVA大会運営事業本部 審判規則委員会 指導部

1 目 標

- (1) 競技規則の精神を理解し、論理的・実践的な知識を習得する。
- (2) 正しい判定をするための眼を養い、そのための基本的な動きや位置取りを研究し、審判技術の向上に努める。
- (3) 多くの経験を通して、強いメンタルと人間性の醸成に努め、よりよいゲームマネジメントに繋げる。

2 重点指導項目

【主 審】

- (1) 最終判定について
 - ・責任を持って説明ができるよう、最終判定を行う。
- (2) ハンドリング基準について
 - ・講習会等へ積極的に参加し、すべての審判員がハンドリング基準の統一を図る。
- (3) ブロッカーのボールタッチについて
 - ・複数のブロッカーの場合、どの選手にボールが接触したかを確実に判定する。
- (4) サービス許可の吹笛のタイミングについて
 - ・ラリー終了から次のサービス許可の吹笛までの間に、確認すべきことをルーティン化する。
- (5) 試合開始前のプロトコールについて
 - ・試合が定刻に開始できるよう、副審と協力しプロトコールの時間をコントロールする。

【副 審】

- (1) ワンタッチの補佐について
 - ・主審が補佐を求めているか目を合わせて確認する。
 - ・明らかなワンタッチを補佐する必要はない。
- (2) 選手交代の組み合わせの確認について
 - ・選手交代およびセット間の選手交代は、記録員とともに組み合わせを確認する。
- (3) タイムアウトの要求の確認について
 - ・タイムアウトの要求がサービス許可直前の場合にも適切に対応する。
- (4) タッチネットの判定について
 - ・アタッカーのアタックヒット後、ネット付近に目を残し、的確に判定する。
- (5) 試合開始前のプロトコールについて
 - ・試合が定刻に開始できるよう、主審と協力しプロトコールの時間をコントロールする。

【記録員】

- (1) 選手交代の組み合わせの確認について
 - ・交代できる組み合わせかどうか慎重に確認する。
 - ・セット間の選手交代は、前セット終了時の状況を基準に、組み合わせを確認する。
- (2) サービス順の誤りの処置について
 - ・速やかに処置ができるよう、正しい手順を確実に把握する。
- (3) 記録員としての心構えについて
 - ・審判団の一員として正しく試合を進めるよう任務を遂行する。

2023年度 9人制ルールの取り扱い

2023.2.23

【1】ラリーに関する事項

第7条 第1項 試合の開始と進行

- 2 ラリーとは、サーバーにより打たれたサービスの時点から、ボールがアウトオブプレーとなるまでの、一連のプレーの動作である。ラリーの完了とは、一連のプレーの動作の結果で1点が与えられたときであり、反則の罰則が適用された場合も含まれる。

(注)

- 1 他のコートからボールが侵入し、ラリーが「ノーカウント」となった場合は、ラリーがキャンセルされるため、第2サービスで始まったラリーであっても、第1サービスから再開する。
- 2 第2サービスで始まったラリーで、選手の負傷などがあり、片方の手を上げてラリーを止めた場合は、「ノーカウント」ではないので、第2サービスから再開しなければならない。
- 3 得点を伴わないラリーの中断（ノーカウントや負傷者が出てラリーを止めた場合等）後は、ラリーが完了していないので、すべての試合中断の要求が認められない。

【2】選手交代に関する事項

第13条 第2項 セット間の選手交代

セット終了時にチームベンチにいた選手は、誰とでも交代して、次のセットの先発選手となることができる。この交代は、選手交代の回数に含まない。

(注)

- 1 セット間に、監督から次セットの先発選手の申告がない場合には、速やかに監督に確認を行う。確認の際は、サービスオーダー票で確認する。
- 2 セット間に、監督から次セットの先発選手の申告がされ記録用紙への記入が完了した後でも、再度、監督から先発選手の交代が出された場合は、副審のセット間終了（2分30秒）の吹笛前であれば認める。

【3】試合中断の不当な要求と処置に関する事項

第14条 第1項 不当な要求

タイムアウトまたは選手交代の要求で、次のいずれかに該当するものは、不当な要求とする。

- (1) ラリー中、または主審のサービス許可の吹笛と同時に、その後の要求
- (2) 要求する権利のない競技参加者がした要求
- (3) 同じ中断中の2回目の選手交代の要求（インプレー中の選手が負傷等した場合を除く。）
- (4) 規定回数を越えた要求
- (5) 第1サービスと第2サービスの間の要求

第2項 不当な要求の処置

- 1 不当な要求は、主審および副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延（第26条）として処置する。
- 2 不当な要求として拒否された場合でも、そのチームは同じ中断中に異なる種類の中断の要求をすることができる。

（注）

- 1 1回目の不当な要求は拒否をして、記録用紙に記載する。
（1）『サービス許可の吹笛と同時に、その後の要求』は、ラリーの完了後に公式記録用紙に記録する。
（2）『要求する権利のない競技参加者がした要求』、『同じ中断中の2回目の選手交代要求』、『規定回数を超えた要求』と『第1サービスと第2サービスの間の要求』は、これらの要求があった時点で公式記録用紙に記録する。
- 2 2回目の不当な要求（遅延警告）の場合は、これらの要求があった時点で処置をする。
- 3 上記1（1）のケースで副審が吹笛してしまった場合は、タイムアウトの要求等のケースで選手がベンチに戻ってしまうなど試合を遅らせたと主審が判断した時は試合の遅延とし、特に試合を遅らせずに再開できる時には、遅延とはせずにサービス許可の吹笛をし直し、そのラリーの完了後に不当な要求の処置を行う。
- 4 不当な要求が遅延反則になったときは、ラリーの完了として取り扱う。

以上のように不当な要求があった場合、その都度記録員は、公式記録用紙に記録し、副審は、その内容を主審に報告する。

【4】インターフェアに関する事項

第20条 第5項 インターフェア

インプレー中、選手が次のような行為をしたときは、インターフェアの反則とする。

- （1）選手がネットの下から相手空間に侵入し、相手チームのプレーを妨害したとき。
- （2）相手空間内にあるボールに、ネットの反対側から触れてプレーを妨害したとき。
- （3）ロープに触れ、相手チームの選手のプレーを妨害したとき。
- （4）相手チームがプレーしているボールに対し、アンテナ外側のネット垂直面を越えて相手空間内にあるボールに触れたとき。

（注）

許容空間外のボールを取り戻すケースで、選手がネットの下から相手コート内に侵入し、相手側のフリーゾーンへ行った場合でも、インターフェアの反則としない。

ただし、プレーを妨害した場合にはインターフェアの反則とする。

【5】サービスに関する事項

第23条 第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスをしたとき（サービス順の誤り）。
- (2) サービスの失敗を2回続けたとき（ダブルフォルト）。

（注）

チームがサーバーについて審判団より誤った情報を与えられたとき、そのセットが進行した後に誤りが発覚した場合、誤った情報が与えられた時点の状態にサービス順を戻し、得点も誤った情報が与えられた時点まで戻す。タイムアウト、罰則はそのまま有効とする。

これらの事実は記録用紙に記録されなければならない。

【6】試合の遅延に関する事項

第26条 第2項 試合の遅延に対する処置（第5表）

- 2 遅延警告の罰則が適用された場合は、同じ中断中に中断の要求をすることはできない。

（注）

- 1 遅延警告が適用された場合、同じチームによる試合中断の要求は、次のラリーが完了するまで認められない。（けがや病気による選手交代を除く）
- 2 不当な要求を繰り返したことにより遅延警告となった場合も、同様の取り扱いとする。